

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 兵庫県神戸市西区白水一丁目48番18号

氏 名 株式会社名村興業
代表取締役 名村 直樹

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

京都府知事 西脇隆俊



許可の年月日 令和 7 年 10 月 31 日

許可の有効年月日 令和 12 年 10 月 30 日

1. 事業の範囲

(積替え又は保管を含まない)

- ①燃え殻 (カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物又はダイオキシン類を含むことにより有害なものに限る。)
- ②汚泥 (水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機磷化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、1,4-ジオキサン又はダイオキシン類を含むことにより有害なものに限る。)
- ③廃油 (揮発油類、灯油類及び軽油類又はトリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、ベンゼン若しくは1,4-ジオキサンを含むことにより有害なものに限る。)
- ④廃酸 (水素イオン濃度指数 2.0 以下のもの又は水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機磷化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、1,4-ジオキサン若しくはダイオキシン類を含むことにより有害なものに限る。)
- ⑤廃アルカリ (水素イオン濃度指数 12.5 以上のもの又は水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機磷化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、1,4-ジオキサン若しくはダイオキシン類を含むことにより有害なものに限る。)
- ⑥鉍さい (水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物又はセレン又はその化合物を含むことにより有害なものに限る。)
- ⑦ばいじん (水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物、1,4-ジオキサン又はダイオキシン類を含むことにより有害なものに限る。)

⑧感染性産業廃棄物

⑨廃水銀等

⑩廃石綿等

以上10種類

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さなし

3. 許可の条件
なし4. 許可の更新又は変更の状況
令和7年10月31日：当初許可5. 積替え許可の有無 有・☒無6. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 ☒有・無

許可番号 02600204492

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 兵庫県神戸市西区白水一丁目48番18号

氏 名 株式会社名村興業
代表取締役 名村 直樹

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

京都府知事 西 脇 隆 俊



許可の年月日 令和 4 年 5 月 26 日

許可の有効年月日 令和 9 年 5 月 25 日

1. 事業の範囲

(積替え又は保管を含まない)

- | | |
|-----------|------------------------|
| ①燃え殻 | ⑨繊維くず |
| ②汚泥 | ⑩動植物性残さ |
| ③廃油 | ⑪ゴムくず |
| ④廃酸 | ⑫金属くず |
| ⑤廃アルカリ | ⑬ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず |
| ⑥廃プラスチック類 | ⑭鉱さい |
| ⑦紙くず | ⑮がれき類 |
| ⑧木くず | ⑯ばいじん |

以上16種類（これらのうち特別管理産業廃棄物であるものを除き、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等であるものを含む。）

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ
なし

3. 許可の条件

なし

4. 許可の更新又は変更の状況

令和4年5月26日：当初許可

5. 積替え許可の有無

有・☒無

6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無

有・☒無